

入札説明書

令和7年羽幌町告示第33号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7年 5月 9日

2 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎2階

羽幌町財務課税務係（電話 0164-68-7002）

3 入札に付する事項

- (1) 業務名 固定資産税標準宅地鑑定評価業務
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月2日まで
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町一円
- (5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和7・8年度羽幌町物品購入等競争入札参加資格者名簿において、大分類12「調査・検査に関する業務」、中分類5「鑑定業務」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

5 現場説明会

行わない。

6 入札参加の申し込み

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び特定関係に関する調書（以下「関係書類」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申込書及び関係書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 特定関係に関する調書（別記様式）

(2) 提出期間 公告の日から令和7年 5月23日（金）までの羽幌町の休日を定める条例（平成元年羽幌町条例第34号）第1条第1項に規定する本町の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。

(6) 入札参加資格の確認

申込者には、令和7年 5月27日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(7) その他

ア 申込書及び関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 町長は、提出された申込書及び関係書類を、入札参加資格の確認以外に申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認書類は返却しない。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和7年 5月28日（水）午後1時30分 羽幌町役場 第1会議室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 仕様書に示した入札書を持参し投函すること。（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）[また、入札金額の内訳書を同封すること。]

イ 羽幌町競争入札参加者心得（別紙1）を承知すること。

8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の

入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

(1) 入札保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第8条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

(5) 予定価格 非公表

(6) 最低制限価格の設定 無

(7) 支払条件 後払いとする。

10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止することがある。

なお、中止となった場合でも申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

11 入札執行回数

3回を限度とする。

12 その他

(1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(3) その他、入札に関しての問い合わせ先
2に同じ。